

消防計画の作成基準フロー

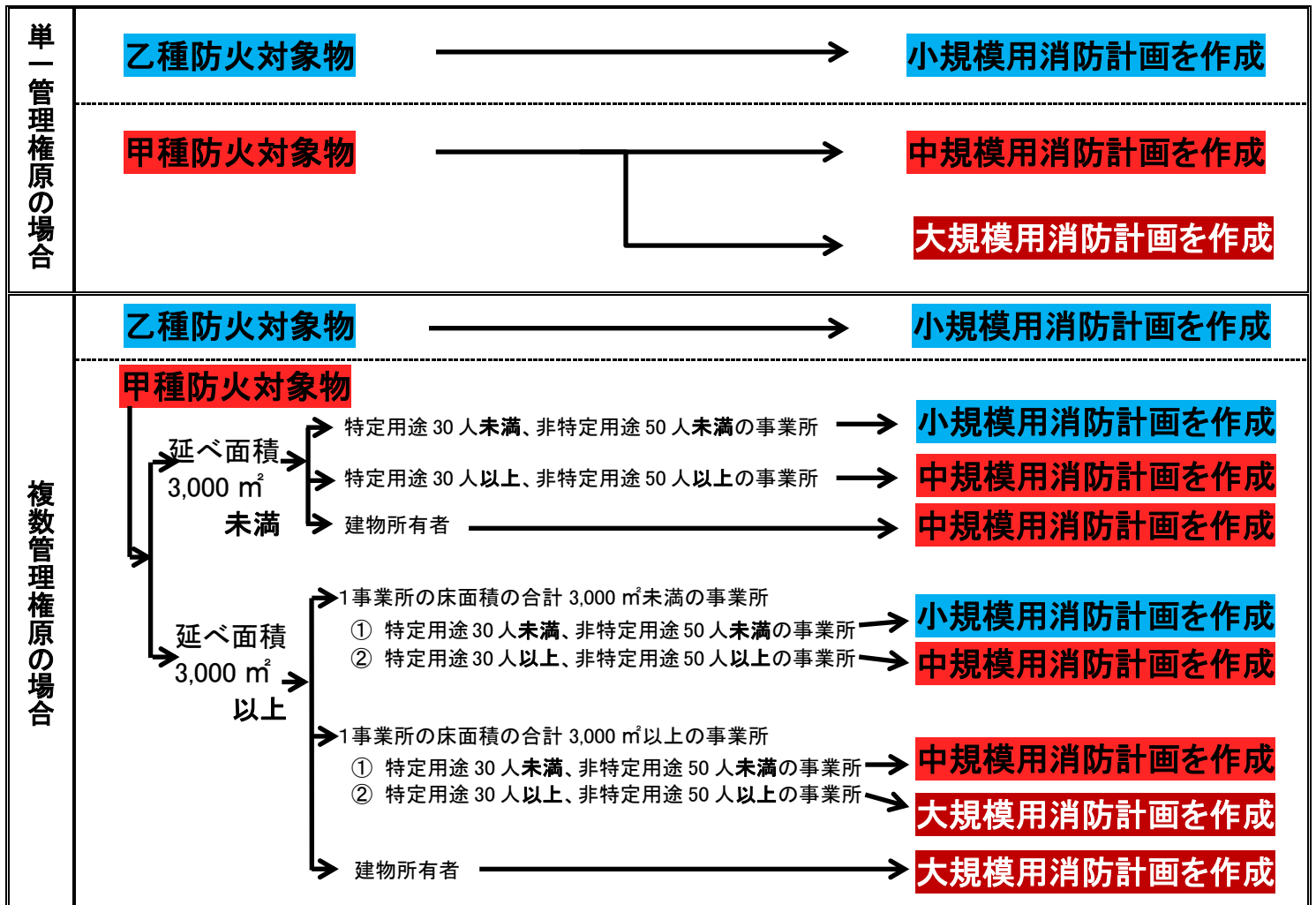
消防計画は、防火対象物又は事業所の規模や用途、収容人員などにより、「大規模」・「中規模」・「小規模」に分類され、該当の消防計画を作成します。

なお、共同住宅の消防計画は、高齢者が入居するシルバーマンションなど一部の施設を除き「共同住宅用消防計画」を作成して下さい。

●防火対象物と防火管理者の選任資格

区 分	甲種防火対象物				乙種防火対象物	
選任資格	甲 種 防 火 管 理 者				甲種又は乙種防火管理者	
用途	特定用途 〔(6)項口を含むものに 限る。〕	特定用途 〔(6)項口を含むものを 除く。〕	非特定用途	新築の工事中の建築物	特定用途 〔(6)項口を含む ものを除く。〕	非特定用途
建物全体の 延べ面積等		300㎡以上	500㎡以上	地階を除く階数が11以上かつ 10,000㎡以上 50,000㎡以上 など	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の 収 容 人 員	10人以上	30人以上	50人以上		30人以上	50人以上

作成する消防計画



注意：なお、作成する消防計画は防火管理講習のテキスト等を参考に作成して下さい。